

注記（一般会計等財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法……取得原価

ただし、開始時の評価基準は基準モデルによっており、その主な評価方法については、次のとおりです。

- ① 平成 19 年度以前に取得したもの……再調達原価
- ② 平成 20 年度以後に取得したもの……取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券……取得原価
- ② 出資金……出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8 年～50 年
工作物	7 年～60 年
物品	3 年～20 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権について、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

- ② 退職手当引当金

退職手当債務から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち武豊町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

- ③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（武豊町の公金の管理及び運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みません。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
半田市土地開発公社	— 円	— 円	2,500 百万円	2,500 百万円

5 追加情報

充当可能基金額	3,518 百万円
特定財源見込額	3,910 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	7,791 百万円

④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
35 百万円

⑤ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

ア 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の
評価額

9,319 百万円

イ 貸借対照表に計上されている評価額 28,879 百万円

本町では基準モデルに基づいた評価基準及び評価方法によっており、アの金額とは差異が生じています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △419 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	19,712 百万円	18,943 百万円
繰越金に伴う差額	△79 百万円	—
地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額	—	359 百万円
資金収支計算書	19,633 百万円	19,302 百万円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 872 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 262 百万円

未収債権額の減少 △15 百万円

減価償却費 △1,188 百万円

賞与等引当金の増加 △28 百万円

退職手当引当金の減少 95 百万円

徴収不能引当金の減少 0 百万円

資産除売却益 4 百万円

出資金の評価減（特別損失）	△0 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	2 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 500 百万円

一時借入金に係る利子額 ー百万円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

有形固定資産の無償取得 7 百万円